

新旧対照表

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点 (令和 <u>8</u> 年 <u>2</u> 月)	生活関連等施設の安全確保の留意点 (令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月)
生活関連等施設の安全確保の留意点	生活関連等施設の安全確保の留意点
令和 <u>8</u> 年 <u>2</u> 月 総務省	令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月 総務省
1～4 (略)	1～4 (略)
生活関連等施設の安全確保の留意点	生活関連等施設の安全確保の留意点
令和 <u>8</u> 年 <u>2</u> 月 総務省	令和 <u>7</u> 年 <u>5</u> 月 総務省
1～3 (略)	1～3 (略)
4. 所管省庁の連絡先 総務省情報流通行政局放送業務課	4. 所管省庁の連絡先 総務省情報流通行政局地上放送課
電話 03-5253-5793	電話 03-5253-5793
FAX 03-5253-5794	FAX 03-5253-5794

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点 令和8年2月 総務省消防庁 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和8年2月 文部科学省 1～2. （略） 3. 安全確保の留意点 （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所病原体等安全管理細則</u>に準拠すること。）。 （2）（略） 4. （略）	生活関連等施設の安全確保の留意点 令和7年5月 総務省消防庁 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和7年5月 文部科学省 1～2. （略） 3. 安全確保の留意点 （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、<u>国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程</u>に準拠すること。）。 （2）（略） 4. （略）

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 厚生労働省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 厚生労働省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 厚生労働省 1～2.（略） 3. 安全確保の留意点 （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類	生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 厚生労働省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 厚生労働省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 厚生労働省 1～2.（略） 3. 安全確保の留意点 （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類

改正案	現行
(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、<u>国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所病原体等安全管理細則</u>に準拠すること。) (2)(略) 4. 所管省庁の連絡先 (略) 【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室 電話 03-3595-2194 FAX 03-<u>3503-8562</u> (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点(毒薬及び劇薬を取り扱う施設) 令和8年2月 農林水産省 1～4 (略)	(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、<u>国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程</u>に準拠すること。) (2)(略) 4. 所管省庁の連絡先 (略) 【衛生検査所に関する連絡先】 厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室 電話 03-3595-2194 FAX 03-<u>3507-9041</u> (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点(毒薬及び劇薬を取り扱う施設) 令和7年5月 農林水産省 1～4 (略)

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素を取り扱う施設) 令和8年2月 農林水産省 1. (略) 2. 施設の特性 (1) (略) (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・<u>水産庁</u>国民保護計画別紙1に示すものとする。 3. 安全確保の留意点 (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立健康危機管理研究機構<u>国立感染症研究所病原体等安全管理細則</u>に準拠すること。)	生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素を取り扱う施設) 令和7年5月 農林水産省 1. (略) 2. 施設の特性 (1) (略) (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・<u>水産省</u>国民保護計画別紙1に示すものとする。 3. 安全確保の留意点 (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立健康危機管理研究機構<u>病原体等安全管理規程</u>に準拠すること。) (2) (略)

改正案	現行
(2) (略) 4. (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (発電用若しくは蓄電用の施設又は変電所) 令和8年2月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (ガス工作物) 令和8年2月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス製造所) 令和8年2月 経済産業省	4. (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (発電用若しくは蓄電用の施設又は変電所) 令和7年5月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (ガス工作物) 令和7年5月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス製造所) 令和7年5月 経済産業省

改正案	現行
1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 経済産業省	1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 経済産業省
1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 経済産業省	1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 経済産業省
1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 経済産業省	1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 経済産業省

改正案	現行
1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス取扱所) 令和8年2月 経済産業省	1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス取扱所) 令和7年5月 経済産業省
1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素取扱施設) 令和8年2月 経済産業省	1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素取扱施設) 令和7年5月 経済産業省
1・2 (略) 3. 安全確保の留意点 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所病原体等安全管理細則における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。 (略)	1・2 (略) 3. 安全確保の留意点 国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。 (略)

改正案	現行
4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (毒性物質取扱所) 令和8年2月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (水道施設) 令和8年2月 国土交通省 1～3 (略) 4. 所管官庁の連絡先 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線34433、34439) (直通) 03-5253-8820 FAX 03-5253-1599	4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (毒性物質取扱所) 令和7年5月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (水道施設) 令和7年5月 国土交通省 1～3 (略) 4. 所管官庁の連絡先 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室 電話 (代表) 03-5253-8111 (内線34433、34439) (直通) 03-5253-8220 FAX 03-5253-1599

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 国土交通省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 国土交通省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点 （滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設） 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 国土交通省	生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 国土交通省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 国土交通省 1～4 （略） 生活関連等施設の安全確保の留意点 （滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設） 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 国土交通省

改正案	現行
1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム) 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 国土交通省	1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (ダム) 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 国土交通省
1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 原子力規制庁	1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 原子力規制庁
1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和<u>8</u>年<u>2</u>月 原子力規制庁	1 ～ 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 令和<u>7</u>年<u>5</u>月 原子力規制庁
1 ～ 4 (略)	1 ～ 4 (略)